

期日報告書⑳

2021年2月12日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 2021年2月5日（金）午後3時
東京地方裁判所103号法廷
第23回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護団9名（河合弘之（団長）、海渡雄一、青木秀樹、只野靖、白日光、兼平史、
中野宏典、大河陽子、北村賢二郎（復代理）
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 準備書面の陳述・証拠調べ
当 方：準備書面（39）（テロの再反論） 陳述
準備書面（40）（新火山ガイドの不合理性） 陳述
準備書面（41）（敷地内活断層） 陳述
争点整理メモ（2） 陳述はせず
証拠説明書（37） 提出
証拠説明書（38） 提出
甲D140～甲D150の3 提出（原本（甲D148・甲D149）提出
済み）

相手方（被告国）：第 2 1 準備書面 陳述

第 2 2 準備書面 陳述

証拠説明書（1 7） 提出

乙 A 1 2 5～乙 A 1 2 9 提出

相手方（被告電源開発）：2 0 2 0 年 1 0 月 3 0 日付上申書 陳述はせず

4 口頭弁論の内容

(1) 配点変え

新たな裁判体（3 部）の市原義孝裁判長が，2 部から 3 部へ本件訴訟の配点変えがあった旨を述べ，挨拶をしました。

(2) 弁論の更新

裁判官の変更に伴い，当事者双方が，従前の口頭弁論の結果を陳述しました。

(3) 新たな裁判体のためのプレゼンテーションを要望

原告訴訟代理人海渡弁護士が，新たな裁判体になったことを受けて，これまでの訴訟の内容を理解いただくために，双方，プレゼンテーションをする期日を設けていただきたい旨を要望しました。

裁判長は，弁論期日後の進行協議期日で協議したい旨を述べました。

(4) プレゼンテーション

原告訴訟代理人只野弁護士が，準備書面（4 1）に基づき，本件大間原発敷地内活断層についてプレゼンテーション資料を用いて説明しました。

5 今後の期日

次回期日については，弁論期日後の進行協議期日で調整することになり，弁論期日は次回期日は指定されませんでした。

以上